

官報

号外 昭和三十九年四月二十三日

第四十六回国衆議院會議録 第二十五号

昭和三十九年四月二十三日(木曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十九年四月二十三日

午後二時開議

第一 特別委員会設置の件

第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第四 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求め
るの件

第六 遺言の方式に関する法律の
抵触に関する条約の締結につい
て承認を求めるの件(参議院送
付)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

東北開発審議会委員の選挙

昭和三十九年四月二十三日 衆議院會議録第二十五号

議員請暇の件

東北開発審議会委員等の選挙

特別委員会設置の件

郵政省設置法の一部を改正する法律案(参議院回付)

海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙

日程第一 特別委員会設置の件

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第四 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求め
るの件

日程第六 遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時二十五分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

議員川崎秀二君から、海外旅行のため、四月二十九日から五月十五日まで十七日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

東北開発審議会委員の選挙

海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙

○議長(船田中君) 東北開発審議会委員、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員がいずれも一名ずつ欠員になっておりますので、この際、その選挙を行います。

○小沢辰男君 東北開発審議会委員の選挙、及び海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。

議長は、東北開発審議会委員に天野光晴君を、海岸砂地地帯農業振興対策審議会委員に小沢辰男君を、それぞれ指名いたします。

日程第一 特別委員会設置の件

○議長(船田中君) 日程第一、特別委員会設置の件につきおはかりいたします。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案等関連法律案を審査するため、委員三十人よりなる国際労働条約第八十七号等特別委員会を設置したいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

ただいま議決せられました特別委員会の委員は追って指名いたします。

日程第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(船田中君) 日程第二、郵政省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よって国会法第八十三条により回付する。

昭和三十九年四月二十二日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田中殿

附則

この法律は、公布の日 昭和三十九年四月一日から施行する。

○議長(船田中君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

七三三

昭和三十九年四月二十三日 衆議院會議録第二十五号 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(参議院回付) 会を設立する条約の締結について承認を求めるの件外一件

輸出保険法の一部を改正する法律案 関税協力理事

七二四

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第三 農林漁業金融公庫法の

一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(船田中君) 日程第三、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十九年四月二十二日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中君

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及びびは修正)

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一日から施行する。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第四 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第四、輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

輸出保険法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十九年三月二十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

輸出保険法の一部を改正する法律案

輸出保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「海上の」を削り、同条第九号中「破産」の下に「その他これに準ずる事由」を加える。

第五条第一項中「海上の」を削る。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

理由

輸出貿易の振興を図るため、普通輸出保険の担保危険を拡大して新たに輸出契約の相手方の破産に準ずる事由によつて輸出することができなくなるにより受ける損失をてん補する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長二階堂進君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

二階堂進君登壇

○二階堂進君 たいだいま議題となりました輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、わが国の経済が急速に開放体制に移行しつつある情勢のもとにおいて、輸出振興策の一環としての輸出保険の果たすべき役割りは、今後一そう重要となりますので、この制度をさらに拡充し、もつてわが国輸出の振興をはからうとするものであります。

その内容は、普通輸出保険、増加費用保険の範囲を拡大すること、及び普通輸出保険により担保される船積み前信用危険の範囲を拡大することであり

ます。

本案は、去る三月二十四日当委員会に付託され、二十五日福田通商産業大臣より提案理由の説明を聴取し、四月二十一日より質疑に入り、慎重に審議いたしました。その内容は会議録に譲ります。

四月二十二日、質疑を終了し、引き続き採決いたしましたところ、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件

日程第六 遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第五、関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件、日程第六、遺言

の方式に関する法律の抵触に関する条約の締結について承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。

関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和三十九年三月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件

関税協力理事会を設立する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この条約は、締約国が関税事項に関する諸問題につき共同の研究及び相互の協力をするを目的とする関税協力理事会を設立するための条約であり、わが国がこの条約に加入することは、関税行政の分野における国際協力の見地から望ましいのみならず、ひいては、わが国の貿易の発展のためにも益するところが大き

あると考えられる。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

関税協力理事会を設立する条約

この条約の署名政府は、その関税制度に最高度の調和及び統一を確保すること並びに、特に、関税技術及びこれに関連する関税法の発展及び改善に固有の問題を研究することが望ましいと考へ、

これらの事項についての政府間の協力をこれに含まれる経済的及び技術的要素に留意しつつ促進することが国際貿易上の利益となることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

ここに関税協力理事会(以下「理事会」といふ。)を設立する。

第二条

(a) 理事会の構成員は、次のとおりとする。

(i) この条約の締結政府

(ii) 独立の関税地域の政府であつて、その外交関係の正式の処理について責任を有する締結政府によつて推薦され、その対外的通商関係の処理について自主権を有しており、かつ、独立の構成員として加盟することを理事会によつて承認されたもの

(b) (a)(ii)の規定に基づいて理事会の構成員である独立の関税地域の政府は、その脱退をその外交関係の正式の処理について責任を有する締結政府が理事会に通告した時に、構成員であることを終止する。

(c) 各構成員は、理事会において自己の代表者となる一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命する。これらの代表者は、顧問の補佐を受けることができる。

(d) 理事会は、構成員でない政府又は国際機関の代表者に対し、オブザーヴァーとして参加することを認めることができる。

第三条

理事会の任務は、次のとおりとする。

(a) 締結政府がこの条約の一般的目的に即して促進することに合意する関税事項についての協力を図り、すべての問題を研究すること。

(b) 構成員に対しできる限り高度の調和及び統一を達成する実際的手段を提案する目的をもつて、関税制度の技術的側面及びこれに関連する経済的要素を検討すること。

(c) 条約案及び条約の改正案を作成すること並びにその採択を利害関係を有する政府に勧告すること。

(d) 理事会の活動の結果として締結される条約並びに欧州関税同盟研

究団が作成した関税率表における物品の分類のための品目表に関する条約及び税関における物品の評価に關する条約の統一的な解釈及び適用を確保するために勧告すること並びに、この目的のため、これらの条約によつて明示的に課された任務を遂行すること。

(e) (d)の諸条約の規定に従つてこれらの条約の解釈又は適用に關する紛争を解決するため、調停機関の資格において勧告すること。紛争の当事者は、その一致した意思により、理事会のこの勧告に従うべきことを事前に約束することができる。

(f) 税関の規則及び手続に關する情報の普及を確保すること。

(g) 自己の発意により又は請求に応じ、この条約の一般的目的の範囲内において、利害関係を有する政府に対し、関税事項に關し情報を提供し、助言を行ない、かつ、勧告すること。

(h) 自己の権限内の事項に關し他の政府間機関と協力すること。

第四条

理事会の構成員は、理事会の要求する情報及び文書で理事会の任務の遂行に必要なものを理事会に提供するものとする。ただし、いずれの構成員も、秘密の情報であつて、その公表が自国の法令の実施を妨げ、公共の利益に反し、又は公的な若しくは

は私的な企業の正当な商業上の利益を害するおそれがあるものを提供することを要求されない。

第五条

理事会は、常設技術委員会及び事務総局によつて補佐される。

第六条

(a) 理事会は、毎年、構成員の代表のうちから、一人の議長及び二人以上の副議長を選出する。

(b) 理事会は、構成員の三分の二以上の多数による議決で自己の手続規則を制定する。

(c) 理事会は、関税率表における物品の分類のための品目表に關する条約に規定するとおり品目表委員会を設置し、また、税関における物品の評価に關する条約に規定するとおり評価委員会を設置する。

(d) 理事会は、常設技術委員会に課する任務及び同委員会に委任する権限を決定する。

(e) 理事会は、年次予算を承認し、支出を管理し、また、事務総局に対し、財政に關して望ましいと認められる指令を与える。

第七条

(a) 理事会の本部は、ブラッセルに置く。

(b) 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する委員会は、理事会が決定すれば、理事会の本部以外の場所において会合することができる。

(c) 理事会は、毎年少なくとも二回会合する。最初の会合は、この条約の効力発生の後三箇月以内に行なわれるものとする。

第八条

(a) 理事会の各構成員は、一票を有する。ただし、第三条(d)の諸条約であつて、すでに効力を生じており、かつ、自國に適用されないものの解釈、適用又は改正に關する問題については、投票権を有しない。

(b) 理事会の決定は、第六条(b)に定める場合を除くほか、出席しかつ投票権を有する構成員の三分の二の多数による議決で行なわれる。理事会は、いかなる事項に關しても、その事項について投票権を有する構成員の過半数が出席していない限り、決定を行なわない。

第九条

(a) 理事会は、国際連合、その主要機関及び補助機関、専門機関並びにその他の政府間機関との間に、これらの各機関の任務の達成についての協力を最もよく確保する關係を確立する。

(b) 理事会は、自己の権限の範囲内の事項に利害関係を有する非政府

機関との間で、協議及び協力を容易にするために必要な取極を締結することができる。

第十條

(a) 常設技術委員会は、理事会の構成員の代表者で構成される。理事会の各構成員は、委員会において自己の代表者となる一人の代表及び一人又は二人以上の代表代理を任命することができる。代表者は、関税上の技術的事項を専門とする公務員でなければならない。代表者は、専門家の補佐を受けることができる。

(b) 常設技術委員会は、毎年四回以上会合する。

第十一條

(a) 理事会は、一人の事務総局長及び一人の事務総局次長を任命する。これらの者の権能、職務、勤務条件及び任期は、理事会が決定する。

(b) 事務総局長は、事務総局の職員を任命する。定員及び職員規則については、理事会の承認を受けなければならない。

第十二條

(a) 各構成員は、理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する委員会に派遣した自己の代表団の経費を負担する。

(b) 理事会の経費は、理事会が決定する基準に従つて理事会の構成員が分担する。

(c) 理事は、いずれかの構成員でその分担金の額を通告されてから三箇月以内にその分担金を支払わないものから、その投票権を奪うことができる。

(d) 各構成員は、自己が理事会の構成員となつた会計年度及び自己の脱退の通告が効力を生じた会計年度における自己の年次分担金の全額を支払う。

第十三條

(a) 理事会は、各構成員の領域内において、この条約の附屬書に定める法律上の能力で自己の任務の遂行に必要なものを享有する。

(b) 理事会、構成員の代表者、これを補佐するために任命された顧問及び専門家並びに理事会の職員は、この条約の附屬書に定める特権及び免除を享有する。

(c) この条約の附屬書は、この条約の不可分の一部を構成するものとすし、「この条約」というときは、附屬書をもさすものとす。

第十四條

締約政府は、この条約と同日にブラッセルで署名のために開放された欧州関税同盟研究団に関する議定書の規定を受諾する。理事会は、第十二條(b)に規定する分担金の基準を決定するにあたり、この研究団の構成員としての地位を考慮に入れるものとする。

第十五條

この条約は、千九百五十一年三月三十一日まで、署名のために開放しておく。

第十六條

(a) この条約は、批准されるものとする。

(b) 批准書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府、加入政府及び

事務総局長に対し、各寄託を通告するものとする。

第十七條

(a) この条約は、署名政府のうち七政府が批准書を寄託した日に、これらの七政府の間で効力を生ずる。

(b) この条約は、その後批准する各署名政府については、これらの各署名政府の批准書が寄託された日に効力を生ずる。

第十八條

(a) この条約の署名政府でない政府は、千九百五十一年四月一日から、この条約に加入することができる。

(b) 加入書は、ベルギー外務省に寄託されるものとし、同外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、各寄託を通告するものとする。

(c) この条約は、いずれの加入政府についても、その加入書が寄託された日に効力を生ずる。ただし、第十七條(a)の規定に基づくこの条約の効力発生の前においては、効力を生ずることはない。

第十九條

この条約は、無期限の有効期間を有する。ただし、いずれの締約政府も、第十七條(a)の規定に基づくこの条約の効力発生の日から五年が経過した後は、いつでも、この条約から脱退することができる。脱退は、ベルギー外務省が脱退の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。ベルギー外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、各脱退を通告するものとする。

第二十條

(a) 理事会は、締約政府に対し、この条約の改正を勧告することができる。

(b) 改正を受諾する締約政府は、ベルギー外務省に対し、書面によつてその受諾を通告するものとし、同外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、受諾の通告を通告するものとする。

(c) 改正は、ベルギー外務省がすべての締約政府の受諾の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。改正がすべての締約政府によつて受諾されたときは、ベルギー外務省は、すべての署名政府、加入政府及び事務総局長に対し、これらの受諾及びその改正が効力を生ずる日を通告するものとする。

(d) いずれの政府も、改正が効力を生じた後は、その改正を受諾しない限り、この条約を批准し、又はこの条約に加入することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百五十年十二月十五日にブラッセルで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて、原本一通を作成した。原本は、ベルギー政府に寄託されるものとし、同政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付するものとする。

ドイツのために
V・マルツァン
オーストリアのために

ベルギーのために
ポール・ファン・ゼーランド
デンマークのために
ペント・ファルケンステイエ
ルネ

フランスのために
J・ド・オートクロック
グレート・ブリテン及び北部アイルランドのために
J・H・ル・ルージュ
ギリシャのために
D・カプサリス

アイスランドのために
ペイトゥル・ベネディクトソン
イタリアのために
パスカレ・ディアーナ
ルクセンブルグのために
ロベール・アルス

ノールウェーのために
ヨハン・ゲオルグ・レイデル
オランダのために
G・ベイレールツ・ファン・ブロクラント

ポルトガルのために
エドゥアルド・ヴィエイラ・レイタオン
スウェーデンのために
G・デ・レウテルスキョルド

スイスのために
トルコのために

附屬書 理事会の法律上の能力並びに特権及び免除

第一条 定義

第一項 この附屬書において、

(i) 第三条の規定の適用上、「財産及び資産」とは、理事会がその基本的文書に定められた任務の遂行のために管理する財産及び基金をも含むものとする。

(ii) 第五条の規定の適用上、「構成員の代表者」とは、代表団のすべての代表、代表代理、顧問、技術専門家及び書記を含むものとする。

第二条 法人格

第二項 理事会は、法人格を有し、次の能力を有する。

(a) 契約すること。

(b) 不動産及び動産を取得し、及び処分すること。

(c) 訴えを提起すること。

これらの事項に關しては、事務総局長が理事会を代表する。

第三条 財産、基金及び資産

第三項 理事会並びに、所在地及び占有者のいかなるを問わず、その財産及び資産は、免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。もつとも、免除の放棄は、執行の措置には効果が及ばないものと了解される。

第四項 理事会の構内は、不可侵とする。

理事会の財産及び資産は、その所在地及びその占有者のいかなるを問わず、搜索、徴発、没収、取用

その他、執行上のものであると行政上のものと司法上のものとであるとして立上るものであるとを問わず、いかなる形式の強制をも免除される。

第五項 理事会の記録及び一般に理事会が所有し又は保管する文書は、所在地のいかなるを問わず、不可侵とする。

第六項 理事会は、財政上のいかなる種類の管理、規制又はモラトリアムによつても制限されることなく、

(a) いかなる通貨をも保持し、及びいかなる通貨の勘定をも設けることができる。

(b) 基金を一國から他國へ又は一國內において移動し、及びその保持する通貨を他の通貨と交換することができる。

第七項 理事会は、第六項の規定に基づき権利を行使するにあつては、構成員の申入れに対して妥当な考慮を払ふものとし、また、自己の利益を害することなくこの申入れを容認することができると思へる限り、この申入れを容認しなればならない。

第八項 理事会及びその資産、収入その他の財産は、

(a) すべての直接税を免除される。もつとも、理事会は、公益事業の料金であるに過ぎない税の免除を要求しないものと了解される。

(b) 理事会がその公用のために輸入し又は輸出する物品に關しては、関税並びに輸入及び輸出に對する禁止及び制限を免除される。

る。もつとも、この免除を受けて輸入した物品は、輸入された國の政府が同意した条件によるものでなければ、その國では売却しないものと了解される。

(c) 理事会の刊行物に關しては、関税並びに輸入及び輸出に對する禁止及び制限を免除される。

第九項 理事会は、原則として、消費税並びに動産及び不動産の売却に對する税でその価格の一部をなすものの免除を要求しない。もつとも、理事会が公用のために財産の重要な購入を行なうに際しこれに前記の税を課した場合又はこれを課することができる場合には、

理事会の構成員は、可能なときはいつでも、その減免又は還付のため適當な行政的措置を執るものとする。

第四項 通信に關する便宜

第十項 理事会は、その公用通信に關して、各構成員の領域において、郵便、海底線電報、有線電報、無線電報、写真電報、電話その他の通信に對する優先権、料金及び課金に對して、並びに新聞及びラジオの情報のための報道料金に對して、その構成員が他の政府(外交使節団を除く)に与える待遇よりも不利でない待遇を享有する。

第十一項 理事会の公用信書その他の公用通信は、檢閲してはならない。

この項の規定は、理事会とその構成員との間の合意によつて定める適當な安全保障上の措置を執ることを妨げるものと解してはならない。

第五項 構成員の代表者

第十二項 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者は、その任務の遂行中及び合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享有する。

(a) 身柄の抑留又は拘禁及び手荷物押収の免除並びに、公的資格で行なつた口頭の又は書面による陳述及びすべての行動に關して、あらゆる種類の訴訟手続の免除

(b) すべての書類及び文書の不可侵

(c) 暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋によつて書類又は信書を授受する権利

(d) 自己及び配偶者に關し、その任務の遂行のために入国し又は通過する國において、出入国制限又は外国人登録の免除

(e) 通貨又は為替の制限に關し、一時的な公的任務を有する外國政府の代表者に与えられる便宜と同一の便宜

(f) 手荷物に關し、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる免除及び便宜と同一の免除及び便宜

第十三項 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者に對し、完全な言論の自由及び任務の遂行にあつての完全な独立を保障するため、任務の遂行にあつて行なつた口頭の又は書面による陳述及びすべての行動に關する訴訟手続の免除は、それらの者が任務の遂行に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えられる。

第十四項 特権及び免除は、構成員の代表者個人の一身上の便宜のために与えられるものではなく、理事会に關連する任務を獨立して遂行することを保障するために与えられるものである。したがつて、構成員は、自國の代表者に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、その免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができる。判断する場合には、その免除を放棄する権利を有するばかりでなく、これを放棄する義務を負ふ。

第十五項 第十二項及び第十三項の規定は、代表者がその國民である國又はその代表者が代表する若しくは代表していた國の当局については、適用しない。

第十六条 理事会の職員

第十六項 理事会は、この条の規定の適用を受ける職員の種類を定める。事務総局長は、この種類に屬する職員の名を理事会の構成員に通報する。

第十七項 理事会の職員は、

(a) その権能の範囲内で職務を行なつた口頭の又は書面による陳述及びすべての行動に關して、訴訟手続を免除される。

(b) 理事会が支払つた給料及び手当に對する課税を免除される。

(c) 配偶者及び扶養親族とともに、出入国制限及び外国人登録を免除される。

昭和三十九年四月二十三日 衆議院會議録第二十五号 関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件外一件

(d) 為替の便宜に關し、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる特権と同一の特権を与えられる。

(e) 配偶者及び扶養親族とともに、國際的危機の場合に、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる帰國の便宜と同一の便宜を与えられる。

(f) 当該國で最初にその地位につき際に家具及び携帶品を無税で輸入する權利並びに任務を終了した際に家具及び携帶品を無税でその本國に返送する權利を有する。

第十八項 理事会の事務総局長は、第十七項に定める特権及び免除のほか、自己、配偶者及び二十一歳未満の子に關して、國際法に從つて外交使節団の長に与えられる特権、免除及び便宜を与えられる。

事務総局長は、同等の地位にある外交使節団の構成員に与えられる特権、免除及び便宜を与えられる。

第十九項 特権及び免除は、理事会の利益のためにのみ職員に与えられるものであつて、職員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総局長は、職員に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、理事会の利益を害することなくこれを放棄することができるを判断する場合に、その免除を放棄する權利及び義務を有する。事務総局長の場合には、理事会がその免除を放棄する權利を有する。

第七条 理事会のための任務を行なう専門家を

第二十項 理事会のための任務を遂行する専門家(第六条の適用範囲に属する職員を除く)は、その任務に關連する旅行に費やす時間を含む任務の期間中、任務を獨立して遂行するために必要な特権、免除及び便宜を与えられる。この専門家は、特に、次の特権及び免除を与えられる。

(a) 身柄の抑留又は拘禁及び手荷物押取の免除
 (b) 任務の遂行にあたりその権能の範囲内で行なつた口頭の又は書面による陳述及び行動に關して、あらゆる種類の訴訟手続の免除
 (c) すべての書類及び文書の不可侵

第二十一項 特権、免除及び便宜は、理事会の利益のために専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総局長は、専門家に与えられる免除が裁判の進行を阻害するものであり、かつ、理事会の利益を害することなくこれを放棄することができるを判断する場合には、その免除を放棄する權利及び義務を有する。

第八条 特権の濫用
 第二十二項 理事会、常設技術委員会及び理事会が設置する各委員会の会合における構成員の代表者でその任務の遂行中のもの及び会合

地への往復の旅行中のもの並びに第十六項及び第二十項に掲げる職員は、職務上の活動を理由として、その任務を遂行している國から退去するようその地域の当局によつて要求されることはない。もつとも、その國における公的任務以外の活動のためこれらの者が滞在の特権を濫用した場合に、その國の政府は、これらの者に退去を要求することができる。ただし、

(i) 理事会の構成員の代表者又は第十八項の規定に基づく免除を享有する者は、その國に派遣されている外交使節に適用される外交上の手続に従う場合を除くほか、その國からの退去を要求されることはない。

(ii) 第十八項の規定の適用を受けない職員は、その國の外務大臣の承認がある場合を除くほか、その國からの退去を命令されることはない。その承認は、理事会の事務総局長と協議した後でなければ与えられない。職員に対し退去に關する手続が執られる場合には、理事会の事務総局長は、その手続が執られている職員に代わつてこれに参加する權利を有する。

第二十三項 事務総局長は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの附屬書に定める特権、免除及び便宜に關連する濫用の発生を防止するため、理事会の構成員の關係当局と常に協力するものとする。

第九条 紛争の解決
 第二十四項 理事会は、次の紛争の適当な解決方法について定めなければならない。

(a) 契約から生ずる紛争又は他の私法的性格を有する紛争であつて、理事会を当事者とするもの
 (b) 公的地位により免除を享有する理事会の職員に關する紛争。
 ただし、その免除が第十九項又は第二十一項の規定に從つて放棄されていない場合に限る。

第十條 補足協定
 第二十五項 理事会は、一又は二以上の締約政府との間で、当該締約政府に關連する限りにおいてこの附屬書の規定の適用を調整する補足協定を締結することができる。

遺言の方式に關する法律の抵触に關する条約の締結について承認を求めるとの件
 右は本院において承認することを議決した。
 よつて国会法第八十三条により送付する。
 昭和三十九年三月十三日
 參議院議長 重宗 雄三
 衆議院議長 船田中殿

遺言の方式に關する法律の抵触に關する条約の締結について承認を求めるとの件
 遺言の方式に關する法律の抵触に關する条約の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるとの件

遺言の方式に關する法律の抵触に關する条約
 この条約の署名國は、遺言の方式に關する法律の抵触を解決する共通の規則を定めることを希望して、そのため条約を締結することに決定し、次の諸条を協定した。

第一条
 遺言は、その方式が次に掲げられるか地の地又は國の内法に適合するときは、方式に關し有効とする。
 (a) 遺言者が遺言をした地
 (b) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、國籍を有した國
 (c) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、住所を有した地
 (d) 遺言者が、遺言をした時又は死亡の時に、常居所を有した地
 (e) 不動産について、その所在地

この条約の適用上、遺言者の本國の法制が不統一のものである場合には、その法制において行なわれていゝる規則によつて準拠法を決定するものとし、そのような規則がないときは、その法制に屬する法律のうち遺言者が最も密接な關係を有した法律を準拠法とする。

遺言者が特定の地に住所を有したかどうかの問題は、その地の法律によつて規律される。
 第二条
 第一条の規定は、前の遺言を取り消す遺言に適用する。
 前項の取消しは、その方式が、取り消される遺言を第一条の規定により有効とする法律のいずれかに適合するときは、方式に關し有効とする。

遺言の方式に關する法律の抵触に關する条約の締結について、日本國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるとの件

第三条

この条約は、締約国の現在又は将来の規則で前二条に規定されていない法律の方式に従つてした遺言を有効と認めるものを容許するものではない。

第四条

この条約は、二人以上の者が同一の証書でした遺言の方式についても、適用する。

第五条

この条約の適用上、許容される遺言の方式を遺言者の年齢、国籍その他の人的資格によつて制限する定めは、方式の範囲に属するものとする。遺言が有効であるために必要とされる証人が有すべき資格についても、同様とする。

第六条

この条約に定める抵触規則の適用は、いかなる相互主義の条件にも服さないものとする。この条約は、關係者の国籍又は前諸条による準拠法が締約国の国籍又は法律でない場合においても、適用する。

第七条

この条約によつて準拠法とされた法律の適用は、明らかに公の秩序に反する場合を除くほか、排除することができない。

第八条

この条約は、遺言者がこの条約の効力発生の後に死亡したすべての場合について、適用する。

第九条

各締約国は、第一条第三項の規定の適用を排除して、遺言者が住所を

有した地を法廷地法に従つて決定する権利を留保することができる。

第十条

各締約国は、他の国籍を有しない自国民が口頭の方式によつてした遺言(特別の状況の下でしたものを除く)を有効と認めない権利を留保することができる。

第十一条

各締約国は、次の諸条件が満たされる場合には、外国で特定の方式によつてした遺言を当該方式についての自国の法律の規定に基づいて有効と認めない権利を留保することができる。(a) 遺言が、遺言者が遺言をした地の法律であるという唯一の理由として準拠法とされる法律に従つてのみ方式に關し有効であること。(b) 遺言者が、留保を行なつた国の国籍を有したこと。(c) 遺言者が、留保を行なつた国に住所又は常居所を有したこと。(d) 遺言者が、遺言をした国以外の国で死亡したこと。

第十二条

各締約国は、自国の法律の下で相續に關しないものとされる遺言事項についてこの条約を適用しない権利を留保することができる。

第十三条

各締約国は、第八条の規定の適用を排除して、この条約をその効力発生の後にされた遺言についてのみ適用する権利を留保することができる。

第十四条

この条約は、ヘーグ国際私法會議の第九回會議に代表者を派遣した国による署名のため開放される。

この条約は、批准されなければならず、批准書は、オランダ外務省に寄託するものとする。

第十五条

この条約は、第十四条第二項に規定する批准書で三番目に寄託されるものの寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

この条約は、その後批准する各署名国については、その批准書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十六条

ヘーグ国際私法會議の第九回會議に代表者を派遣しなかつたいずれの国も、この条約が第十五条第一項の規定に従つて効力を生じた後、この条約に加入することができる。加入書は、オランダ外務省に寄託するものとする。

第十七条

この条約は、これに加入する国については、その加入書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

第十八条

いずれの国も、署名、批准又は加入の時に、自国が國際關係について責任を有する領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言することができる。この宣言は、この条約がその国について効力を生ずる時に効力を生ずる。

その後は、この種のいずれの適用も、オランダ外務省に通告するものとする。

この条約は、前項の通告の日の後六十日目の日に、それが適用されることとなる領域について効力を生ずる。

第十八条

いずれの国も、批准又は加入の時までに、第九条、第十条、第十一条、第十二条及び第十三条に規定する留保のうち一又は二以上の留保を行なうことができる。その他のいかなる留保も、認められない。

各締約国は、第十七条の規定に従つてこの条約の適用を通告する時に、それが適用されることとなる領域の全部又は一部について前記の留保のうち一又は二以上の留保を行なうことができる。

第十九条

各締約国は、いつでも、自国が行なつた留保を撤回することができる。撤回は、オランダ外務省に通告するものとする。

第十九条

留保は、前項の通告の日の後六十日目の日に効力を失う。

第十九条

この条約は、第十五条第一項の規定に従つて効力を生じた日から五年間効力を有する。前記の日の後に批准し又は加入した国についても、同様とする。

廃棄は、この条約が適用される特定の領域に限定して行なうことができる。

廃棄は、それを通告した国についてのみ効力を生ずる。この条約は、その他の締約国について引き続き効力を有する。

第二十条

オランダ外務省は、第十四条に規定する国及び第十六条の規定に従つて加入した国に対し、次の事項を通告するものとする。(a) 第十四条に規定する署名及び批准

(b) 第十五条第一項の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日

(c) 第十六条に規定する加入及びそれが効力を生ずる日

(d) 第十七条に規定する適用及びそれが効力を生ずる日

(e) 第十八条に規定する留保及びそれが効力を生ずる日

(f) 第十九条第三項に規定する廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十一年十月五日にヘーグで、フランス語及び英語により本書一通を作成した。フランス語の本文と英語の本文との間に相違がある場合には、フランス語の本文によるものとする。本書は、オランダ政府の記録に寄託するものとし、その認証原本は、外交上の経路を通じ、ヘーグ國際私法會議の第九回會議に代表者を派遣した国に送付するものとする。

昭和三十九年四月二十三日 衆議院會議録第二十五号 関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるとの件外一件 中小企業団体の組織に関する法律の一 七三〇

- ドイツ連邦共和国のために
ドクトル J・レンス
- オーストリアのために
ドクトル ゲオルグ・アプス
- ベルギーのために
- デンマークのために
ウイルヘルム・エイックホフ
- スペインのために
- フィンランドのために
- フランスのために
千九百六十一年十月九日
エティエンヌ・コイダン
- ギリシャのために
P・A・ヴェリキオス
- イタリアのために
- 日本国のために
- ルクセンブルグのために
- ノールウェーのために
オットー・キルダル
- オランダのために
- ポルトガルのために
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
- スウェーデンのために
プリノルフ・エング
- スイスのために

ユーゴスラヴィアのために
ラーデ・ルキッチ
批准を条件として

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井莊一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、関税協力理事会を設立する条約について申し上げます。
本条約は、関税の賦課、徴収等関税に関する技術的側面を国際的に統一し、通関手続を簡素化するため、国際協力理事会を設立することを目的として一九五〇年十二月に欧州関税同盟研究団加盟国により採択されたもので、一九五二年十一月に発効いたしております。

政府は、一九五三年以来この理事会にオブザーバーを出席させ、密接な接触を保つてまいりましたが、今回この条約に正式に加入することとしたのであります。
本条約は、理事会の構成員、任務、権限、国際連合等の機関との協力を規定し、附属書において理事会、構成員

の代表者、職員及び専門家の特権、免除及び便宜供与等について規定いたしております。

次に、遺言の方式に関する条約について申し上げます。

本条約は、一九六〇年に開催されたヘーグ国際私法会議の第九回会議において採択された条約案をもととして一九六一年に作成され、一九六四年に発効しているものでありまして、わが国は同年一月三十日に署名いたしております。

本条約は、遺言の方式に関する国際私法が国により異なることから生ずる不合理を除くため、各国に共通の規則を定め、遺言者がこの条約の定める方式に従って行なった遺言は、どの関係国においても有効と認められることを合意したものでありまして、行為地法、本国法、住所地法、常居所地法、不動産についてはその所在地法のいずれかに従って行なった遺言は、方式上有効であること等を規定しております。

関税協力理事会を設立する条約は三月二日日本委員会に付託され、遺言の方式に関する条約は、参議院において承認され、三月十三日日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。詳細は会議録により御了承願います。かくて、四月二十二日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないました。

たところ、いずれも全会一致をもってそれぞれ承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

次に、日程第六につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。通商産業大臣福田一君。

このため、政府におきましては、中小企業政策審議会の意見も徴してこの問題について検討を重ねてきたのであります。その結果、次の措置をとることが必要であるとの結論に達したのであります。

〔国務大臣福田一君登壇〕
○国務大臣(福田一君) 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
御承知のとおり、中小企業基本法はその第十九条におきまして、国は中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の事業活動の機会の適正な確保をはかるため、紛争処理のための機構の整備等必要な施策を講ずるものと規定しております。大企業と中小企業との事業活動の調整に關しましては、現在すでに百貨店法、小売商業調整特別措置法などがありまして、おのおのその機能を果たしているものであります。が、今後貿易の自由化や技術革新の進展に伴って、ますます増大することが予想される大企業の進出に対処して、必要な事業活動の調整を行なって中小企業の事業活動の機会の適正な確保をはかるためには、既存の法制のみでは決して十分であるとはいえないのが実情であります。

すなわち、大企業の進出によって多数の中小企業に重大な悪影響を与える

おそれのある場合においては、中小企業者が経営の合理化等必要な体質改善を行なうまでの間、緊急避難的に大企業の進出について一定の調整を行なう、調整は中小企業を代表する団体がその大企業と自主的に交渉することに

よって行なうこととし、政府はこの交渉について必要なあつせんまたは調停を行なうというのがその内容であります。中小企業に關する団体といたしましては、各種の組合制度があるわけであり、これらの中でその業種に

属する中小企業者を代表する団体として考えられますのは商工組合であります。かように考えまして、さきに申し上げた措置を法制化するため、商工組合の根拠法律であります中小企業団体の組織に關する法律を改正することの法律案をここに提出することとした次第であります。

この特殊契約は主務大臣の認可制といたしまして、その認可に際してその契約がその事態に対処するための必要最小限のものであるか、消費者等

の利益を不当に害するものではないかなどを審査することとしております。なお、認可を受けた特殊契約は私的独占禁止法の適用除外とすることとなつております。第二は、交渉が円満に行なわれるよう契約の相手方たる大企業に交渉の承諾義務を課するとともに、当事者から申し立てのあつた場合には、主務大臣は、中小企業調停審議会の意見を聞いて、あつせんまたは調停を行なうこととしたことであります。

第三は、中小企業調停審議会に専門委員を置くとともに、関係行政機関に對し資料の提出等その協力を求めることができるようにいたしまして、紛争処理機構としての審議会の整備強化をはかつたことであります。以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

〇櫻井茂尚君 私は、日本社会党を代表し、ただいま趣旨説明のありました中小企業団体の組織に關する法律の一部を改正する法律案について、總理大臣をはじめ関係各大臣に御質問いたします。

近年、従来中小企業の當んでいた事業の分野に對する大企業の進出は目に見えぬものがあります。中小企業が長年營々辛苦して製品を改良し、マーケットを拡大し、事業の発展もその緒につき、これからという段になって、いまま

まで何らの努力もなかった大企業が、待つていましたとばかりにこの分野に進出してまいりまして、逆に中小企業者を追い出してしまふという事態が数多く見られるようになりました。例をあげるならば、紡績会社がワイシャツやクリーニングつきシートの製造に乗り出したり、水産会社が陸上へ

いままに、彼らをいわゆる開放経済体制の中に突入させました。そしていま中小企業者は大量に破産、倒産へと追いやられております。しかも事態の発展は急を告げております。しかるに、これに對する政府の施策はのろのろと

当面をびばり策で糊塗して行なうのであつて、口だけで革命的中小企業対策を行なうと稱しているにすぎません。この結果、大企業と中小企業との格差は縮まるどころか、ますます拡大する一方であります。この事実を、政府み

ずから中小企業白書で認めているところではありませんか。そして、アフターケアをやるんだといつて、あくまで生産政策にこだわる結果、中小企業三百五十三万事業所中、五十五万の工業、しかもそのうち上層の約七千に對する助成策を打ち出し、さらにその中でもますます上層部へと力を注いでおります。したがつて、下層の鋳工業や

黙々と悲しい生存を続けている現状であることも確認されました。したがつて、この事実に對し、池田總理はどのように考えているのか、所信のほどを明らかにしていただきたいのであります。

第二に、このような姿勢の池田内閣によつて、いまここに中小企業団体の組織に關する法律の改正案が提出されているわけであり、そして、この法律案は緊急避難立法であり、中小企業者の一部が幸いにして生き延びる見通しがつき、また一方だめになつた者が事業をやめて転業するまでのつなぎの臨時的便法にすぎず、本格的に中小企業を保護育成するものではありません。しかもこれは、以下申し述べますとおりのざる法であつて、何ら実効が期待できないのであります。

ところで、わが党は、大企業の進出に脅かされている中小企業者に對して、中小企業としての事業分野を確保し、彼らが希望を持つて経済に当たり、発展のし得るようにながねが主張してきたのであります。しかるに、昭和三十七年、自民党の前届幹事長は、公開の席上で、中小企業事業分野を確保することは憲法違反であると言明いたしております。だが、衆議院の法制局は、わが党の主張どおり、憲法違反ではないと結論を下してあります。政府の見解はどうか、總理大臣に伺ひたいいたします。

中小企業団体の組織に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

〇議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。櫻井茂尚君。

〔櫻井茂尚君登壇〕

昭和三十九年四月二十三日 衆議院會議録第二十五号 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する核井茂尚君の質疑

七三二

第三に、改正法案によると、中小企業者を代表して商工組合が、進出しようとする大企業と交渉を行ない、契約を締結することができるようになっております。しかし、中小企業者は団結しても力が弱く、弱体な商工組合もたゞきんあります。この商工組合の自主的な交渉にまかせるとき、商工組合の判断力、交渉力では、大企業からの圧力や巧妙な手段によってごまかされるおそれが多分にあるのであります。

そこで、このようにしてインチキ協定が締結された場合、救済措置はどうなっているのか、自分たちが自主的にきめたのだから政府は知らないというのか、通産大臣の御答弁をお願いいたします。

また、商工組合が交渉の申し出をしたとき、大企業側に応諾義務はあつても、時間の引き延ばしはできるのであります。さらに、交渉を始めても、契約締結に引き延ばし職権をとることもできる。あつせん、調停を申請しても、これまた時間的制約がありませぬ。そして、調停案をつくつてその受諾を勧告しても、大企業側が従わなかつた場合、罰則もありません。これまた、通産大臣にお伺いいたしますが、勧告に従わなかつた場合、あなたは勧告を有効に守らせる案が、あなたに提示を願いたいと思ひます。

さらに、現行法の中でも、中小企業団体組織法、中小企業等協同組合法等において、引取については団体交渉権が認められております。だが、相手方が応じなくても罰則はなく、現実的な拘束力はありません。小売商業特別措置法でも、紛争を都道府県知事があつせんまたは調停することになっております。

そこで、通産大臣にお伺いいたしますが、この種の紛争に対し、中央段階であつせんまたは調停、さらには勧告をした事例があつたらお教え願ひたい。また、自治大臣にお伺いいたしますが、地方であつせん、調停に成功した事例がありますか。社会党知事の福岡県において、ただ一件成功しておることは知つておりますが、他の府県で、どこで何件成功したかお教え願ひたい。(拍手)

また、勧告を出しても、大企業側が従わない場合、これに金融をつけないよう、大蔵大臣が行政指導を行なえば、一番効果があるはずであります。こうしなければ実効があらぬと思ひますが、こういうことについて、大蔵大臣と通産大臣は話し合つたことがありますか、大蔵大臣の見解をお伺いいたします。

第四に、中小企業基本法に対する附帯決議として、「紛争処理のための機構の整備については、公正且つ実行力のある機構を設けるよう考慮すること」となつており、改正案によると、「中小企業調停審議会に専門委員を置

く。」となつております。しかし、どの程度の人員を配置し、どの程度の予算を用意しているか、三十九年度の予算項目には載つていないが、どの項目の予算を使い、額は幾ら予定しているのか、大蔵大臣に御答弁をお願いいたします。

さらにまた、従来法律をつくつては、都道府県にこれが実施方を委任しており、しかも予算をほとんどつけず、都道府県の手弁当になつておる例が非常に多いのであります。ところが、今回は都道府県中小企業調停審議会の専門委員の人員数をどの程度予定し、予算は幾ら計上しているのか、自治大臣に御答弁をお願いいたします。

そして、あつせんまたは調停を公正かつ実行力あるものにするためには、通産省所管の調停審議会程度のものでなく、より強力な第三者的な機関、調停委員会というものを内閣に直屬すべきではないかと思ひますが、総理大臣の見解をお伺いいたします。

第五に、政府は、大資本によるスーパーへの進出を、刺激剤として歓迎しているような様子であります。だが、政府が、ほんとうに中小企業者の寄り合いスーパーマーケットや、寄り合い百貨店を育成する気であるならば、大資本などを利用せずに、これが保護育成に本格的に取り組む政策を実施すべきではないかと思ひます。刺激剤として

てやらせるのは、大企業擁護のための言ひのがれと思ひますが、通産大臣の所見をお伺いいたします。

最後に、この改正案では、大企業者の身がわり進出は全然防止できません。したがつて、社会党は、この法律案のようなざる法ではなく、真に中小企業者を保護育成するため、中小企業者に適切な事業分野を確保して、その経営の基礎を安定させるために、次のような趣旨の中小企業者の事業分野の確保に関する法律案を提出いたしております。

すなわち、第一に、中小企業による事業形態が適切であり、これに大企業が進出する場合、中小企業者を著しく圧迫すると認められるとき、これを中小企業の事業分野として確保するため、二に、指定事業を営む者は、すべてこれを届け出させ、大企業が指定事業の分野に新たに進出し、拡張することを制限し、これに違反する者には罰則をもつて臨むこと、第三に、大企業がみずから行なわなくとも、資本的または人的関係において支配力を持つ中小企業者をして行なわしめる場合も、同様に規制の対象として、主務大臣が大企業者に対し、その違反行為を排除するための命令を出し、または予想される脱法行為も未然に防止するようにしております。

この社会党案のようなもの、これではなければ、実際に効果のある法律として中小企業を守ることはできないと思ひます。(拍手)総理は、政府提案の法案を撤回して、社会党案に賛成するつもりはないか、お伺いいたします。

総理並びに関係各大臣の誠意ある御答弁を期待いたしまして、質問を終わりといたします。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕
○国務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

政府の中小企業に対しての対策はゼロであるというお話でございますが、今回の予算をごらんくださいましてもおわかりいただけるごとく、一般会計の予算では前年に比べて四割ふえておる。百六十六億円、こういう四割もふえたようなことがいまままでにございましたか。また財政投融资におきまして、二割六分という画期的な増加をしておりますのであります。また税制面におきまして、従来の中小企業の減税はおおむね百数十億円でございますが、今年度はその四倍をこえる六百億円の減税でございますか。いまだかつてこういうことをやつたことはない。私は、革新的中小企業対策をやるという公約は完全に守られて、中小企業の方々も大体了解していただいていると思つておるのであります。(拍手)
次に、営業の自由といひますか、職業選択の自由は、憲法第二十二條で認

められております非常な重要な原則でございませぬ。しかし、職業選択の自由

にはある程度の制限はいたさなければならぬこともおわかりと思ひます。その制限のしかたでございませぬが、広い範囲にわたつて、各業種にわたつて、法律で他の者がその職業に入ることを禁止するということは、これは相当問題があると思ひます。われわれは、あくまで、自由主義、民主主義の職業選択の自由を確保しながら、公共の福祉のためにある程度の制限をすることは考へますけれども、広く網をかけて制限するということは、私は、問題があると思ひます。憲法の精神を守ろうとするあなたは十分御研究を願ひたい。こういふものは、そうこの場合にこうやつたほうが便利がいいからというので、基本原則を、憲法を犯すよ

うな危険はやるべきではないと思ひます。なお、事業活動の調整を内閣でやつたらいい、内閣でやるべきではないか、こういうお話でございませぬが、これは行政の実態に沿ひませぬ。各産業部門を取り扱つておる各行政庁が、その事業分野において検討し、行なうべきでございまして、内閣でやるということ、いまの内閣制度、産業の実態に沿ひないやり方だと考へます。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) 答えをいたします。

調停が不当なものであつた場合にどうするか、また、調停案ができてしまふ行されたいではないかという御質問だと思ひますが、調停をやりますやり方をくらんださつてもわかりますように、これには公平な第三者等が入つていろいろと審議をしてやられるのでございまして、しかも、これが大企業の言い分だけを聞いてものごとを決するといふようなことは、私は、いまの社会の姿ではどうもいできないことだと思つております。私は、そういうような不当なことが行なわれぬように、通商産業省としては、やはりある程度の行政指導をやつていかなければならないと考へております。

また、事実、調停ができて実行されなければいけないじゃないか、こういうことでありますが、調停案ができれば、必要があれば、審議会の意見を聞きまして、これに、こういうわけだからこういう調停ができた、これはこういう理由であるといふことを公表するといふことをいたしますれば、これはなかなかなかに簡単にそれを破るといふことはできるものではございませぬ。私たちがそういう意味でこの法律は効果をあげ得ると考へております。なお、三十四年来この審議会がどれくらい開かれたかといふことでござい

ますが、これは御説明がありましたと

おり、非常に少ない。調停の申し立て

がないわけにございまして、非常にいままでは少なかつたことは事実であります。そういうような場合に、今度は調停ができたような場合に、もしこれに反した場合には、財政資金をつけな

いとか、何らかの措置をしなければだめだが、そういうことをしたことがあるかといふことでありますが、いままでのところ、そのような措置をしなればならない事例はなかつたわけでありますが、将来において、先ほど申し上げたように、調停ができて、不当にこれをを行なわぬといふような場合に

○國務大臣(田中角榮君) 中央中小企業調停審議会の予算の件でござい

ます。御承知のとおり、専門委員を置きまして、具体的案件の調査、検討、資料の収集等をはかりましたために必要な経費を計上いたしております。三十九年度の予算は百八十五万五千円でござい

〔國務大臣赤澤正道君登壇〕

○國務大臣(赤澤正道君) 答えをいたします。

先ほど、あつせん、調停の全国の実例はどうなつておるかといふことの私に對してのお尋ねでございましたが、これは通産省の所管でございませぬので、ただいまの通産大臣の答弁で御了承いただきたいと思います。

なおまた、専門委員を手弁当で働かすのではないかと御心配のようでございますが、専門委員に要する経費については、一般行政経費として扱うつもりでございませぬ。個々の交付税上の措置につきましては、都道府県ごとにどんな事態がどの程度起こるか、また経費がどのくらい要するか、ちよつといまの時点で予測が困難でもありますので、今後の実情をよく見きわめた上で考慮いたしたいと考へております。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 池田 勇人君
- 大蔵大臣 田中 角榮君
- 通商産業大臣 福田 一君
- 郵政大臣 古池 信三君
- 自治大臣 赤澤 正道君
- 出席政府委員
- 内閣法制局長官 林 修三君
- 外務政務次官 毛利 松平君
- 農林政務次官 丹羽 兵助君
- 中小企業庁長官 中野 正一君

○朗讀を省略した議長の報告

(法律公布表上及び通知)

- 一、去る十六日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
- 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
- 旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律
- 國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律
- (政府委員承認)
- 一、去る十六日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

官報(号外)

農林大臣官 竹内 直一
 房経理課長
 通商産業省企業 馬郡 巖
 局産業立地部長

一、去る二十日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

総理府特別地 三枝 三郎
 域連絡局長
 社会保障制度審 河角 泰助
 議会事務局長

(政府委員任命)
 一、去る十六日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、十六日議長において承認した竹内直一を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、二十日議長において承認した三枝三郎外一名を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る二十一日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、十六日付議長において承認した馬郡巖を二十一日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る十六日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、十四日付をもつて総理府特別地域連絡局長事務代理三枝三郎は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

一、去る二十日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、十七日付をもつて社会保障制度審議会事務局長栗山廉平は内閣総理大臣官房参事官に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

一、昨二十二日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、二十一日付をもつて経済企画庁調査局長浅野義光は退職し、また二十二日付をもつて大蔵省為替局長事務代理鈴木秀雄は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(通知書受領)

一、昨二十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 一、昨二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律
 石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律

金銭物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律

(議員辞職)

一、去る十九日、議長は、福島県第三区選出議員木村守江君の辞職を許可した。

(理事補欠選任)

一、去る十六日、議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

理事 佐々木良作君(理事佐々木良作君去る十日委員辞任につきその補欠)
 一、去る二十一日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 長谷川 保君(理事大原亨君去る二十一日理事辞任につきその補欠)

一、昨二十二日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

文教委員会
 理事 山中 吾郎君(理事長谷川正三君昨二十二日理事辞任につきその補欠)
 社会労働委員会
 理事 八木 昇君(理事河野正君昨二十二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

亀山 孝一君 田村 良平君
 渡海元三郎君 橋本龍太郎君
 外務委員
 平岡忠次郎君 小松 幹君
 大蔵委員
 小松 幹君 平岡忠次郎君

文教委員

松山千恵子君 受田 新吉君
 千葉 三郎君 石田 有全君
 農林水産委員
 通信委員
 予算委員
 決算委員
 千葉 三郎君 鈴木 一君
 鍛冶 良作君

一、去る十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員
 浦野 幸男君 松山千恵子君
 巨 四郎君 大高 康君
 木部 佳昭君 羽田武嗣郎君
 通信委員
 大高 康君 木部 佳昭君
 羽田武嗣郎君 中嶋 英夫君
 武市 恭信君 渡 徹郎君
 村山 達雄君 大村 邦夫君

一、去る二十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
 渡 徹郎君 大高 康君
 大蔵委員
 渡辺美智雄君 佐藤 孝行君

通信委員

大高 康君 佐藤 孝行君
 山本 幸雄君 中嶋 英夫君
 柳田 秀一君 渡 徹郎君
 森下 元晴君 渡辺美智雄君
 大村 邦夫君 畑 和君

内閣委員

藤尾 正行君 渡 徹郎君
 河本 敏夫君 千葉 三郎君
 地方行政委員
 篠田 弘作君 四宮 久吉君
 法務委員
 亀山 孝一君 四宮 久吉君
 篠田 弘作君 渡海元三郎君

一、去る二十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

文教委員
 小松 幹君 川俣 清音君
 前田榮之助君 小松 幹君
 商工委員
 米内山養二郎君 安井 吉典君
 運輸委員
 進藤 一馬君 伊能繁次郎君
 通信委員
 柳田 秀一君 米内山養二郎君
 決算委員
 河本 敏夫君 千葉 三郎君
 藤尾 正行君 渡 徹郎君

一、昨二十二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員
 田原 春次君 岡田 春夫君

大蔵委員

小松 幹君 川俣 清吾君

農林水産委員

宇野 宗佑君 田村 元君

通信委員

中嶋 英夫君 小松 幹君

建設委員

田村 元君 宇野 宗佑君

(常任委員補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

渡海元三郎君 橋本龍太郎君

外務委員

小松 幹君 平岡忠次郎君

大蔵委員

平岡忠次郎君 小松 幹君

文教委員

千葉 三郎君 鈴木 一君

農林水産委員

松山千恵子君 榑崎弥之助君

通信委員

予算委員 中嶋 英夫君

決算委員

鍛冶 良作君 吉田 賢一君

千葉 三郎君 一、去る十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

社会労働委員

大高 康君 木部 佳昭君

羽田武嗣郎君

浦野 幸男君 松山千恵子君 亘 四郎君

通信委員

村山 達雄君 武市 恭信君

渡 徹郎君 大村 邦夫君

木部 佳昭君 羽田武嗣郎君

大高 康君 中嶋 英夫君

一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

大高 康君 渡 徹郎君

大蔵委員

佐藤 孝行君 渡辺美智雄君

通信委員

渡 徹郎君 渡辺美智雄君

森下 元晴君 大村 邦夫君

如 和君 大高 康君

山本 幸雄君 佐藤 孝行君

中嶋 英夫君 柳田 秀一君

一、去る二十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

河本 敏夫君 千葉 三郎君

藤尾 正行君 渡 徹郎君

地方行政委員 四宮 久吉君 篠田 弘作君

法務委員 渡海元三郎君 篠田 弘作君

四宮 久吉君 龜山 孝一君

大蔵委員 川俣 清吾君 小松 幹君

文教委員 小松 幹君 前田榮之助君

商工委員 安井 吉典君 米内山義一郎君

運輸委員

伊能繁次郎君 進藤 一馬君

通信委員 米内山義一郎君 柳田 秀一君

決算委員 藤尾 正行君 渡 徹郎君

河本 敏夫君 千葉 三郎君

一、去る二十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

岡田 春夫君 田原 春次君

大蔵委員 川俣 清吾君 小松 幹君

農林水産委員 田村 元君 宇野 宗佑君

通信委員 小松 幹君 中嶋 英夫君

建設委員 宇野 宗佑君 田村 元君

(常任委員退職) 宇野 宗佑君 田村 元君

一、去る十九日、決算委員木村守江君は退職された。

(特別委員辞任) 一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員 木村 守江君

一、去る二十日、議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。

石炭対策特別委員 岡田 春夫君 野見山清造君

岡田 春夫君 塚田 徹君

橋本龍太郎君 沢田 政治君

(特別委員補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員 西岡 武夫君

一、去る二十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

石炭対策特別委員 橋本龍太郎君 塚田 徹君

沢田 政治君 野見山清造君

岡田 春夫君 岡田 春夫君

(条約提出) 一、去る十七日、内閣から提出した条約は次の通りである。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めるの件

(議案提出) 一、去る十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

清掃法の一部を改正する法律案

一、去る二十日、議長から提出した議案は次の通りである。

行政書士法の一部を改正する法律案

(渡海元三郎君外九名提出) 中小企業者に対する資金の確保等に関する特別措置法案(麻生良方君外一名提出)

踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案(久保三郎君外八名提出)

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案

(議案受領) 一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方行政連絡会議法案

一、去る二十日、参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

旧金銭貯蓄年金受給者に関する特別措置法案

一、去る二十日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

道路交通法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特別に関する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

昭和三十九年四月二十三日 衆議院会議録第二十五号 朗読を省略した議長長の報告

官報(号外)

(条約付託)

一、去る十七日、委員会に付託された条約は次の通りである。
千九百六十一年の麻薬に関する単一条約の締結について承認を求めめるの件(条約第一六号)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。
鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)

石炭対策特別委員会 付託

一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(中村順造君外四名提出、参法第一四号)

(予) 社会労働委員会 付託

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五九号)

内閣委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次の通りである。
清掃法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六〇号)

社会労働委員会 付託

一、去る二十一日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。
地方行政連絡会議法案(内閣提出第一六一号)(予)

地方行政委員会 付託

一、昨二十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。
旧金鶏殿章年金受給者に関する特別措置法案(参議院提出、参法第四号)

内閣委員会 付託

行政書士法の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外九名提出、衆法第四五号)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)(参議院送付)

以上二件 地方行政委員会 付託
保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一三三号)(参議院送付)

自家用自動車の一時的輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出第一四〇号)(参議院送付)

以上二件 大蔵委員会 付託

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)(参議院送付) 社会労働委員会 付託
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)(参議院送付) 運輸委員会 付託

(条約送付)

一、去る十六日、参議院に送付した条約は次の通りである。
外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書の締結について承認を求めめるの件

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案
労働省設置法の一部を改正する法律案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案
国立教育会館法案
一、昨二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
行政書士法の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外九名提出)

(議案通知)
一、去る十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

(回付議案受領)

一、昨二十二日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
郵政省設置法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

(条約通知書受領)

一、昨二十二日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。
通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めめるの件

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めめるの件
(議案通知書受領)
一、昨二十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
石油資源探査促進臨時措置法を廃止する法律案

金属鉱物探査融資事業団法の一部を改正する法律案
(質問書提出)
一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。
加入者等引受電話債券取扱いの適正化に関する質問主意書(春日一幸君提出)

(答弁書受領)

一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員高田富之君提出中小企業団体の組織に関する法律の運用に関する質問に対する答弁書

中小企業団体の組織に関する法律の運用に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十九年四月八日
提出者 高田 富之
衆議院議長船田中殿

中小企業団体の組織に関する法律の運用に関する質問主意書
は、中小企業を保護するための法律であるが、その運用の実情を見ると、必ずしも立法の趣旨にそわなさと考えられる場合が多い。すなわち、商工業者が、中小企業団体の組織に関する法律に基づいて組合を組織するには当該地域の同業者のうち参加希望者の三分の二以上が中小企業者でなければならぬこととなっている。しかるに、一度組合が設立されてしまうと、たちまち運営の実権は少数の大企業の手に握られてしまい、大多数の中小企業者は不利益な取扱いを受けることとなる。これは、少数大企業が当該地域業界を牛耳る実力をもっており、金力その他

の権力的手段によつて役員の大半を大企業者又はその意に従う特殊関係にある中小企業者によつて独占してしまふからである。

これは、組織の前提たる三分の二以上を中小企業とする原則と全く相反する役員構成を認めている法の不備であると思うので、次の諸点につき政府の見解を伺いたい。

一 役員もその三分の二以上を中小企業者でなければならぬことに改正すべきであると思うがどうか。

二 もし、改正を要せずとすれば、その理由及びこのような不都合を改める方法ありや。

三 商工業者の組合役員構成や運営の実態について調査し、指導を強化する必要があると思うがどうか。右質問する。

昭和三十九年四月十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長船田中殿

衆議院議員高田富之君提出中小企業団体の組織に関する法律の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出中小企業団体の組織に関する法律の

運用に関する質問に対する答弁書

一 中小企業団体の組織に関する法律を改正し、商工組合の役員は三分の二以上が中小企業者でなければならぬこととする必要はないと考える。

二 中小企業者以外の者が加入することが出来る商工組合は、総組合員の三分の二以上が中小企業者でなければならぬこととなつており、かつ、商工組合の組合員の議決権および選挙権は一人一票であるので、組合役員の出選に関しては組合の自主的運営に委ねても支障ないと考えられるし、組合の運営において万一大企業偏重などその適正を欠く点があれば主務大臣の行政指導または業務改善のための監督措置によつて十分これを是正しうるので、現段階においてこのために法律改正を行ふ必要はない。

三 中小企業関係の各種組合の組織、運営に関しては従来から常にその実態を調査するとともに、主務官庁による行政指導や中小企業団体中央会の活動を通じてその適正な運営の確保に努めてきたところであり、今後とも引き続きなお一層指導の強化をはかりたいと考えている。

右答弁する。

輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 議案は、輸出競争の激化及び開放経済体制への移行に対処して輸出振興策の強化が要請されている今日、輸出保険制度の果たすべき役割は一層重要となるので、この制度をさらに拡充し、もつてわが国輸出の振興を図らうとするものでその内容は次のとおりである。

1 普通輸出保険増加費用保険の範囲を拡大して、航海または航路の変更により新たに負担すべき海上の運賃および保険料のほか、陸上の運賃および保険料をてん補の対象とすること。

2 普通輸出保険により担保される船積前信用危険の範囲を拡大して、輸出契約の相手方の破産のほか、新たにこれに準ずる支払不能によつて輸出できなくなることにより受ける損失をてん補すること。

3 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、輸出保険制度を拡充し、輸出の振興に寄与する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月二十二日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

関税協力理事会を設立する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、関税の賦課、徴収等関税に関する技術的側面を国際的に統一し、通関手続を簡素化するため、国際協力理事会を設立することを目的とし、一九五〇年十二月に欧州関税同盟研究団加盟国により採択されたもので、一九五二年十一月に発効している。

政府は、一九五三年以来、この理事会にオブザーヴァーを出席させ、密接な接触を保つてきたが、このたび、関税事項につき諸外国との意思疎通を図り、あわせて、国内の関税行政全般の事務改善と合理化のため、この条約に正式に加入することとした。

本条約は、理事会の構成員、任務、権限、経費の負担、国際連合その他の国際機関との協力等を規定しており、また、本条約と不可分の一体をなす附属書において、理事会、構成員の代表者、理事会の職員及び専門家の特権、免除

及び便宜等について規定している。なお、この条約は加入書が寄託された日に効力を生じ、無期限の有効期間を有するが、効力発生の日から五年が経過した後は、いつでも脱退することができるとなつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本理事会に加入することは、わが国の関税行政の分野における国際協力の見地から望ましいのみならず、わが国の貿易の発展に貢献することになるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十九年度一般会計予算大蔵省所管大蔵本省の項目中に関税協力理事会分担金として一千七百四十九万六千円が計上されている。

昭和三十九年四月二十二日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

昭和三十九年四月二十三日 衆議院會議録第二十五号 議案に関する報告書

遺言の方式に関する法律の抵触
に関する条約の締結について承認を
求めるの件(参議院送付)に
関する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、一九六〇年のヘーグ
国際私法會議の第九回會議におい
て採択された条約案をもととして
一九六一年に作成され、一九六四
年一月五日に発効したものであつ
て、わが国は、同年一月三十日に
この条約に署名した。

本条約は、遺言の方式に関する
国際私法が国により異なることか
ら生ずる不合理を除くため、各国
に共通の規則を定め、遺言者がこ
の条約の定める方式に従つてした
遺言は原則としてどの關係国でも
有効と認められることを目的とし
たもので、遺言が、行為地法、本
国法、住所地法、常居所地法、不
動産についてはその所在地法とい
ずれかに従つてされたときは、そ
の遺言を方式上有効とすること、
前の遺言を取り消す遺言について
も前項の規定を適用すること、共
同遺言の方式についても本条約を
適用すること等を規定している。

本条約は、署名国による三番目の
批准書寄託の日の後六十日目の日
に効力を生じ、発効の日から五年
間効力を有し、その後も廃棄しな

い限り、五年ごとに黙示的に更新
されることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結に
ついて、日本國憲法第七十三条第
三号ただし書の規定に基づき、国会
の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

わが国が本条約に参加すること
は、国際私法に関する規則の漸進
的統一のための国際協力の見地か
ら、望ましいのみならず、さらに
各国がこの条約に参加し、この条
約の規定を國內法に採り入れるこ
とにより、遺言者及び遺言の受益
者双方の受ける利益も少なくない
ので、本条約の締結は妥当な措置
であると認め、本件は承認すべき
ものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月二十二日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

衆議院會議録第二十四号(その一)中
正誤

六九	五	三	栗山秀君	栗山秀君
六六	二	三	賀岡	賀疑
六六	二	三	賀岡	賀疑
六六	二	三	賀岡	賀疑

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円
(送料とも))

発行所 東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 五二
官 課